

放送を巡る諸課題に関する検討会 「公共放送の在り方に関する検討分科会」 開催要綱

1 背景・目的

公共放送を取り巻く視聴環境が変化する中、今後、NHK において中期経営計画が策定されることを踏まえ、三位一体改革の具体的なフォローアップや今後の公共放送の在り方を見据えた将来的な受信料制度の在り方について、国民・視聴者からの十分な理解が得られるかといった観点を踏まえた検討など、これからの公共放送の在り方についての検討が必要となっている。

上記を踏まえ、本検討分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下で開催される会合として、通信・放送融合時代における公共放送の在り方について総合的に検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討分科会は、「公共放送の在り方に関する検討分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 三位一体改革のフォローアップ
- (2) 受信料制度の在り方
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本検討分科会の構成員を分科会長が指名し、必要があると認められるときは、オブザーバーを分科会長が指名することができる。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本検討分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 分科会長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (6) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、分科会長が定めるところによる。
- (7) その他、本検討分科会の運営に必要な事項は分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本検討分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本検討分科会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「公共放送の在り方に関する検討分科会」 構成員 一覧

(敬称略、分科会長を除き五十音順)

【構成員】

(分科会長)	たがや かずてる 多賀谷 一照	千葉大学名誉教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	こづか そういちろう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授
	ししど じょうじ 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川大学経営学部教授
	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学名誉教授
	にしだ りょうすけ 西田 亮介	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 准教授
	はやし しゅうや 林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授

(計9名)